

大阪市告示第391号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開園、臨時休園及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月21日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開園（供用日の変更）

種類及び名称		位置	供 用 日	供用時間
パークゴルフ場	鶴見緑地パークゴルフ場	鶴見緑地内	令和7年4月28日（月） 同年5月26日（月） 同年6月30日（月） 同年7月28日（月） 同年8月25日（月） 同年9月29日（月） 同年10月27日（月） 同年11月25日（火） 同年12月22日（月） 令和8年1月26日（月） 同年2月24日（火） 同年3月30日（月）	午前9時00分から 午後3時00分まで
植物園	長居植物園	長居公園内	令和7年4月7日（月） 同月14日（月） 同月21日（月） 同月28日（月） 同年5月6日（火） 同月12日（月）	午前9時30分から 午後5時00分まで

			同月19日（月） 同年6月2日（月） 同月9日（月） 同月16日（月） 同月23日（月） 同年8月4日（月） 同月12日（火）	
			令和7年11月4日（火） 同月10日（月） 同月17日（月） 同年12月28日（日） 令和8年1月4日（日）	午前9時30分から 午後4時30分まで
			令和8年3月23日（月） 同月30日（月）	午前9時30分から 午後5時00分まで
総合植物園	咲くやこの花館	鶴見緑地内	令和7年5月6日（火）	午前10時00分から 午後5時00分まで
庭園	大阪城西の丸庭園	大阪城公園内	令和7年3月24日（月） 同月31日（月） 同年4月7日（月）	午前9時00分から 午後9時00分まで

2 臨時休園（供用日の変更）

種類及び名称		位置	年 月 日
総合植物園	咲くやこの花館	鶴見緑地内	令和7年5月7日（水）

3 供用時間の変更

種類及び名称		位置	年 月 日	供用時間
パークゴ	鶴見緑地パ	鶴見緑	令和7年4月28日（月）	午前9時00分から

ゴルフ場	オークゴルフ場	地内	同年 5 月 26 日（月） 同年 6 月 30 日（月） 同年 7 月 28 日（月） 同年 8 月 25 日（月） 同年 9 月 29 日（月） 同年 10 月 27 日（月） 同年 11 月 25 日（火） 同年 12 月 22 日（月） 令和 8 年 1 月 26 日（月） 同年 2 月 24 日（火） 同年 3 月 30 日（月）	午後 3 時 00 分まで
植物園	長居植物園	長居公園内	令和 7 年 4 月 1 日（火）から 同年 10 月 31 日（金）まで （休園日を除く。）	午前 9 時 30 分から 午後 5 時 00 分まで
			令和 8 年 3 月 1 日（日）から 同年 3 月 31 日（火）まで （休園日を除く。）	午前 9 時 30 分から 午後 5 時 00 分まで
庭園	大阪城西の丸庭園	大阪城公園内	令和 7 年 3 月 22 日（土）から 同年 4 月 13 日（日）まで	午前 9 時 00 分から 午後 9 時 00 分まで

（建設局公園緑化部調整課）